

事業者排出量削減報告書

(あて先) 京都府知事	
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都江東区東陽2-2-20	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名) ㈱ダイエー 店舗開発、テナント事業担当 営繕部 部長 福田啓三 電話 03 -

京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	商品の小売り及び卸売業他								
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者 (大規模エネルギー使用事業者 (原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者 (大規模運送事業者 (トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者 (その他の温室効果ガスの大規模排出事業者 (二酸化炭素に換算して3,000トン以上))								
計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月								
基本方針	店内の空調調整及び照明の点灯時間などの見直しとともに従業員への啓発活動を推進し、電気・ガス使用量の削減を図る。(年2%削減)								
推進体制	本社お客様サービス部との調整を図り、計画の策定及び目標達成に努める。								
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容						
	18~19	営業時間外対応	営業時間外に不必要な照明を消灯し、電気使用量の削減に努める。(藤森店、桂南店)						
	18~19	空調温度管理	環境省チームマイナス6%の推進する温度に設定。(藤森店、桂南店)						
	18~19	空調温度管理	空調管理頻度を高め、運転時間を削減する。(藤森店、桂南店)						
	18	設備	吸収式冷水機2台を省エネ型へ代替(藤森店17年度1台、18年度1台)						
18~19	従業員教育	会議体を通じて、省エネ活動の社内への浸透度を高める。(藤森店、桂南店)							
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (平成16)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (平成19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)	報告年度(実績) (平成19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (実績) (%)			
	A 事業所等排出区分	5,041 t	4,758 t	-5.6 %	6,081 t	20.6 %			
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	t	%			
	C その他排出区分	t	t	%	t	%			
	排出合計	*1 5,041 t	*2 4,758 t	-5.6 %	*1 6,081 t	20.6 %			
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)		報告年度(実績)					
		取組量等		取組量等					
	森内の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t	(整備面積)	ha	(吸収量)	t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m	(削減量)	t	(利用量)	m	(削減量)	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量)	kwh	(削減量)	t	(発電量)	kwh	(削減量)	t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)	t	(熱供給量)	GJ	(削減量)	t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t	(購入量)	kwh	(削減量)	t
	削減量等合計	*3 t		*4 t					
	差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績)	目標年度(計画)	削減率(計画)	報告年度(実績)	削減率(実績)			
		*1 5,041 t	(*2)(*3) 4,758 t	-5.6 %	(*4)(*5) 6,081 t	20.6 %			
特記事項	外気温上昇に伴う空調運転時間増によりエネルギー使用増。平成17年3月より藤森店営業時間45分延長。								
連絡先	担当部署								
	担当者氏名								
	住所								
	電話番号								
	ファクシミリ番号								

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。  
 注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。  
 注3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者について使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 注4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。  
 (例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入  
 注5 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー-原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実用、特定フロンなどの薬品指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。